

質問一覧

(1)基本項目

評価における基本的な考え方		
高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるようにしていくためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護や医療サービス等の様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて、切れ目なく提供することが重要である。各職種が業務全体を十分に理解し、常に情報を共有し、相互に連携・協働しながら、「3職種」が中心となってチームアプローチをしていくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアシステムの中核的機関としての役割を担っていくことが求められる。		
評価項目	評価指標	最終評価
事業計画策定	市が定める運営指針の内容に沿って、事業計画を策定しているか。	◎
	地域の特徴や傾向に基づいた重点業務を明らかにしているか。	○
	センター職員が計画作成に参画し、共通理解を図っているか。	◎
人員配置	国の基準に沿った三職種（保健師、社会福祉士、介護支援専門員）を配置しているか。	◎
	多様なニーズに対応出来る知識・経験のある職員の確保・育成を行っているか。	◎
職員の姿勢	地域の高齢者の最善の利益を図るために業務を遂行しているか。	◎
	相談記録や関係文書などの情報を適切に管理し、保管しているか。	◎
資質向上	センター設置の趣旨やセンター業務等を理解するため、職員に対して研修を行っているか。	◎
	職員がスキルアップのために研修に出来るだけ参加出来るように配慮し、修得した情報や知識について全員で共有出来ているか。	◎
チームワーク	ケースに応じて随時カンファレンスをセンター内で行うなど、チームとして検討・支援していく場を設けているか。	◎
	支援困難ケースや緊急性の判断が必要な場合には、多様な観点から判断・支援できるように複数の職員が関わる配慮をしているか。	◎
公正・中立性	保健・医療・福祉サービスが特定の事業者に不当に偏らないように総合的かつ効率的に、多様な事業者から提供されるよう配慮しているか。	◎
個人情報保護	保有する個人情報業務に関係ない目的で使用され、漏洩することがないように情報管理を徹底しているか。	○
	個人情報保護について職員がきちんと理解できるよう対応マニュアルの整備や職員への研修等を行っているか。	○
広報活動	パンフレットやチラシ等を作成し、地域住民及び関係者に積極的に広報しているか。	○
苦情対応	苦情についてきちんと対応出来るよう対応マニュアルの整備や内容と対応について記録すること等、職員への周知を行っているか。	◎
緊急連絡先	夜間や休日における緊急時には、職員と連絡がとれる体制が整っているか。	◎
	緊急時に連携できる医療機関・介護事業者等の各種施設の連絡先を確保しているか。	◎

(2)総合相談支援

評価における基本的な考え方		
地域包括支援センターが担う「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援・権利擁護」「包括的・継続的マネジメント支援」機能を実現するためには、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉にかかる関係機関、インフォーマルサービス、地域住民などの社会資源が有機的に連携していく体制づくりが重要である。関係機関とのネットワークを活用しながら様々な手段により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行い、常に高齢者の実態を把握することで、ニーズを予測することが可能となり、「早期発見」「早期対応」につながり、予防的対応や未然防止をするための対応が出来る。		
評価項目	評価指標	最終評価
相談対応	本人、家族、地域のネットワーク等を通じた相談に対して、相談者との信頼関係を構築しながら、的確な状況把握を実施すると同時に、相談内容に則したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介等を行っているか。	◎
ネットワーク構築	市と連携を図り、情報共有をすることにより、困難ケース等の対応をしているか。	◎
	地域を支える中核的な機関として、地域における関係者と連携し、資源を活用し高齢者を支援しているか。	◎
	高齢者のニーズ把握を行い、既存のネットワークが有機的に機能できるよう維持改善に努めながら、支援内容に対応出来るネットワークを構築しているか。	○
	支援を必要とする高齢者の情報交換や支援方法についての検討や報告等を行う場を設けるなど、地域のネットワーク構築に取り組んでいるか。	○
実態把握	地域の社会資源を把握し、機能や役割を整理しているか。	◎
	潜在的な問題を早期発見するために、高齢者の個別訪問や関係機関等から情報収集をしながら、必要に応じアウトリーチによる相談・対応をしているか。	◎
	相談内容の把握・分析を行い、全体のセンターにおける相談内容の主な特徴（分類）に応じて分析しているか。	◎

(3)権利擁護

評価における基本的な考え方		
権利擁護業務は、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持していくことである。認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理などの支援を行うため、成年後見制度を活用することが有効であり、高齢者虐待・消費者被害の問題では関係機関と連携しながら情報収集、実態把握を行い、緊急性の判断や支援方法の検討、また養護者支援の視点から家族全体の支援を考えていくことが求められる。		
評価項目	評価指標	最終評価
成年後見	成年後見制度を幅広く普及するための活動を行っているか。	◎
	本人や家族・親族等、関係機関等からの相談や実態把握により、成年後見制度の必要性が判断される場合、申立ての支援を行っているか。	◎
	認知症高齢者で意思決定が出来ない高齢者に対し、消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応出来るように、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度を理解しているか。	◎
高齢者虐待	関係機関や地域住民に対して高齢者虐待の防止に向けた普及啓発等の取り組みを実施しているか。	◎
	様々な方法でニーズの発掘や状況確認を行い、市、警察や消費者センターなどの関係機関と連携・協働し、高齢者虐待・困難事例の早期発見に努め問題解決を図っているか。	◎

(4)包括的・継続的ケアマネジメント

評価における基本的な考え方		
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的ケアマネジメント」の確立が求められる。		
評価項目	評価指標	最終評価
介護支援専門員支援	地域の介護支援専門員に対して日常的指導・相談を効果的に行っているか。	◎
	ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントを指導しているか。	◎
	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年で件数を把握しているか。	◎
	市と協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	◎
関係機関との連携	介護支援専門員及び居宅サービス事業者の相互理解を深め、連携関係を構築し、ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう居宅サービス事業所等への研修受講等の働きかけを行っているか。	◎
	医療機関など多職種との連携体制を作っているか。	◎
	地域にあるインフォーマルサービスについて情報を把握し、その活動内容や特徴などがいつでも誰でも利用出来るような体制となっているか。	◎
	関係機関や関係者との調整を行い、地域での生活に戻るための地域における受け皿づくり、支援体制を整備するなど、入院・退院時の連携が図られるよう支援しているか。	◎
	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例：医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	◎
	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	◎

(5)地域包括ケア会議

評価における基本的な考え方		
地域包括ケアシステムを構築するためには、個別ケースの支援内容の検討を通じ①介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握をすることが必要であり、すべての活動は地域の高齢者を始めとする住民が尊厳を保持した生活を地域で継続できることを目指していく。		
評価項目	評価指標	最終評価
運営方針	事業計画どおりに個別地域ケア会議を開催しているか。	◎
	個別解決機能・ネットワーク機能・地域課題発見機能・地域づくり・資源開発機能を持つ地域ケア会議の開催に努めているか。	◎
個別課題解決	多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	◎
	地域ケア個別会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○
地域課題発見	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、潜在ニーズを顕在化出来ているか。	○
	地域ケア個別会議の開催を通じて、地域の課題を把握しているか。また、会議の連携を通じて、地域課題解決を図っているか。	◎
情報共有	地域ケア個別会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、それについて優先順位を付けるなど、地域ケア推進部会で政策形成に至るための提言をしているか。	○
	地域ケア個別会議の開催前にケースの概要をわかりやすく簡略にまとめ、出席者等に周知することで会議の質の向上に努めているか。	○
	地域ケア個別会議を実施した後、報告書を作成し市に報告しているか。	◎
	議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	◎

(6)介護予防ケアマネジメント

評価における基本的な考え方		
介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものである。自立支援の視点により、対象者がどのような生活をしたかという具体的な目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援を行う。		
評価項目	評価指標	最終評価
介護予防・生活支援サービス	公正・中立性を確保しつつ委託先の居宅介護支援事業所を選定しているか。	◎
	自立支援の視点に基づき、一定期間取り組むことにより実現可能なこと、そしてそれが達成されたかどうかを具体的に評価できる目標を設定し、継続的な支援をしているか。	◎
	介護予防・日常生活支援総合事業や地域の取組等の情報を集め、介護予防生活支援サービス事業や一般介護予防事業を一体的に組み合わせながら支援しているか。	◎
一般介護予防事業	一般介護予防事業の必要な情報、高齢者本人が地域における集いの場に自ら積極的に参加していくことなど、セルフケアを継続できるアドバイスを行っているか。	◎
	一定期間後、状態を再アセスメントし、地域の社会資源や一般介護予防事業の紹介等の情報提供、セルフケアの継続についてアドバイスを行っているか。	◎